

医科点数表第2章第10部手術の通則の5及び6に掲げる手術件数

(実施期間:令和6年1月1日～令和6年12月31日)

1. 区分1に分類される手術		手術の件数
ア	頭蓋内腫瘍摘出術等	2
イ	黄斑下手術等	30
ウ	鼓室形成手術等	0
エ	肺悪性腫瘍手術等	1
オ	経皮的カテーテル心筋焼灼術	166

2. 区分2に分類される手術		手術の件数
ア	靭帯断裂形成手術等	3
イ	水頭症手術等	6
ウ	鼻副鼻腔悪性腫瘍手術等	0
エ	尿道形成手術等	0
オ	角膜移植術等	0
カ	肝切除術等	36
キ	子宮附属器悪性腫瘍手術	0

3. 区分3に分類される手術		手術の件数
ア	上顎骨形成術等	7
イ	上顎骨悪性腫瘍手術等	0
ウ	バセドウ甲状腺全摘(亜全摘)術(両葉)	0
エ	母指化手術等	3
オ	内反足手術等	0
カ	食道切除再建術等	3
キ	同種腎移植術等	0

4. 区分4に分類される手術の件数	471
-------------------	-----

5. その他の区分に分類される手術		手術の件数
人工関節置換術		60
乳児外科施設基準対象手術		0
ペースメーカー移植術 及びペースメーカー交換術		90
冠動脈、大動脈バイパス移植術(人工心肺を使用しないものを含む。)及び 体外循環を要する手術		99
経皮的冠動脈形成術、 経皮的冠動脈粥腫切除術及び 経皮的冠動脈ステント留置術		312

経皮的冠動脈形成術及び経皮的冠動脈ステント留置術件数

(実施期間:令和6年1月1日～令和6年12月31日)

★経皮的冠動脈形成術	手術件数
(1)急性心筋梗塞に対するもの	101
(2)不安定狭心症に対するもの	38
(3)その他のもの	167

★経皮的冠動脈ステント留置術	手術件数
(1)急性心筋梗塞に対するもの	95
(2)不安定狭心症に対するもの	44
(3)その他のもの	170

静岡医療センター